

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名：総務監査課

許認可等の名称	豊田市古瀬間聖苑使用料減免																																								
根拠法令等の条項	豊田市古瀬間聖苑条例第9条2項																																								
法令等の定め又は概要	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。</p> <p>別表（第9条関係） 豊田市古瀬間聖苑使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">使用料（円）</th> </tr> <tr> <th>豊田市民</th> <th>みよし市民</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">火葬施設（待合室を含む。）</td> <td>満10歳以上の者</td> <td>1体</td> <td>0</td> <td>4,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>満10歳未満の者</td> <td>1体</td> <td>0</td> <td>2,500</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1胎</td> <td>0</td> <td>1,500</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>胞衣及び産汚物</td> <td>1件</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>式場（遺族控室及び僧侶控室を含む。）</td> <td></td> <td>午前9時から午後4時までの7時間以内</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table>					区分		単位	使用料（円）			豊田市民	みよし市民	その他	火葬施設（待合室を含む。）	満10歳以上の者	1体	0	4,000	50,000	満10歳未満の者	1体	0	2,500	25,000	死産児	1胎	0	1,500	12,000	胞衣及び産汚物	1件	1,500	1,500	12,000	式場（遺族控室及び僧侶控室を含む。）		午前9時から午後4時までの7時間以内	20,000	20,000	80,000
区分		単位	使用料（円）																																						
			豊田市民	みよし市民	その他																																				
火葬施設（待合室を含む。）	満10歳以上の者	1体	0	4,000	50,000																																				
	満10歳未満の者	1体	0	2,500	25,000																																				
	死産児	1胎	0	1,500	12,000																																				
	胞衣及び産汚物	1件	1,500	1,500	12,000																																				
式場（遺族控室及び僧侶控室を含む。）		午前9時から午後4時までの7時間以内	20,000	20,000	80,000																																				

	午後 5 時から翌日午前 9 時までの 16 時間以内	10,000	10,000	40,000
祭壇	1 回	3,000	3,000	12,000
霊安室	1 体につき 2 4 時間以内	1,000	1,000	3,000

備考

1 この表において、豊田市民の欄に掲げる使用料の額は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 豊田市において住民基本台帳に記録されている者が聖苑の利用許可を受けたとき。ただし、当該利用許可を受けた者の親族が死亡した場合で、その者のために聖苑の利用許可を受けたときに限る。
- (2) 死産児の父、母その他の親族が豊田市において住民基本台帳に記録されている場合であって、これらの者のいずれかが当該死産児のために聖苑の利用許可を受けたとき。
- (3) 豊田市において住民基本台帳に記録されている者が死亡した場合であって、その者のためにその関係者が聖苑の利用許可を受けたとき。

2 この表において、みよし市民の欄に掲げる使用料の額は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) みよし市において住民基本台帳に記録されている者が聖苑の利用許可を受けたとき。ただし、当該利用許可を受けた者の親族が死亡した場合で、その者のために聖苑の利用許可を受けたときに限る。
- (2) 死産児の父、母その他の親族がみよし市において住民基本台帳に記録されている場合であって、これらの者のいずれかが当該死産児のために聖苑の利用許可を受けたとき。
- (3) みよし市において住民基本台帳に記録されている者が死亡した場合であって、その者のためにその関係者が聖苑の利用許可を受けたとき。

	<p>3 この表において、その他の欄に掲げる使用料の額は、前2項の規定の適用がない場合に適用する。</p> <p>4 人体の一部を火葬する場合は、火葬施設の利用区分に応じた使用料と同額とする</p> <p>5 式場は、火葬施設を利用する場合に限り、利用することができる。</p> <p>6 待合室は、式場の利用の許可を受けた時間については、利用することができない。</p> <p>7 式場を利用する者が準備のために利用する場合の使用料は、当該利用区分の使用料の2分の1の額とする。</p> <p>8 霊安室を24時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間につき100円（豊田市民及びみよし市民以外の者が利用する場合は、300円）を加算する。</p>
審査基準	<p>豊田市古瀬間聖苑条例第9条2項の「公益上必要があると認めるとき」について、下記の条件に該当する場合は、使用料を減免とする。</p> <p>1 故人が豊田市により生活保護法の規定による保護を受けている。</p> <p>2 故人が豊田市により中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている。</p>
標準処理期間	即日